

◎歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月二〇日法律第九五号(参))

一、提案理由(平成二十三年七月二七日・参議院本会議)

○津田弥太郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

口腔の健康を保つことは、糖尿病を始めとする生活習慣病の発症を予防し、また、認知症の発症及び進行の防止にも深く関連するなど、健康寿命を延ばすことに寄与しており、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしております。そして、口腔の健康の保持には、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が極めて有効であります。

本法律案は、これらに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持、すなわち歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするものであります。

次に、本法律案の概要は、第一に、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念として、国民の生涯にわたる日常生活における歯科疾患の予防等の促進、乳幼児期から高齢期までの特性

歯科口腔保健の推進に関する法律

に応じた歯科口腔保健の推進等を定めております。

第二に、国の、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し実施する責務のほか、地方公共団体、歯科医師その他の歯科医療等業務従事者、国民等の責務を定めております。

第三に、国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、国民の定期的な歯科検診の受診に必要な施策等を講ずるものとしております。

第四に、厚生労働大臣は、施策の総合的な実施のための基本的事項を定め、都道府県は、これを勘案し、地域の状況に応じた基本的事項を定めるよう努めることとしております。

第五に、保健所を設置する地方公共団体は、口腔保健支援センターを設けることができることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年八月二日)

○牧義夫君 たいいま議題となりました歯科口腔保健の推進に

関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

本案は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健康の保持に極めて有効であることにかんがみ、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は、

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。

第一に、国民が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること等を基本理念として定めること、

第二に、国、地方公共団体、歯科医師、国民等の責務を明らかにすること、

第三に、国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について必要な施策を講ずるものとする事等であること。

本案は、参議院提出に係るもので、去る七月二十七日日本委員会に付託され、二十九日、参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。